

○上越市ひとり親家庭等医療費助成規則

平成3年2月28日

規則第1号

改正 平成3年12月26日規則第41号
平成5年7月30日規則第30号
平成7年3月28日規則第10号
平成7年9月29日規則第45号
平成9年3月27日規則第16号
平成9年6月25日規則第38号
平成9年8月22日規則第42号
平成9年10月28日規則第46号
平成10年6月24日規則第31号
平成10年7月29日規則第37号
平成12年9月28日規則第45号
平成12年12月28日規則第58号
平成13年2月20日規則第1号
平成14年3月20日規則第5号
平成14年7月31日規則第46号
平成14年8月9日規則第48号
平成14年9月30日規則第52号
平成15年3月31日規則第17号
平成15年7月31日規則第43号
平成16年8月24日規則第30号
平成17年2月23日規則第6号
平成17年3月17日規則第9号
平成17年12月28日規則第123号
平成19年10月9日規則第109号
平成20年3月31日規則第33号
平成21年3月27日規則第15号
平成23年3月23日規則第10号
平成23年7月25日規則第42号

平成24年12月28日規則第44号

平成25年11月27日規則第47号

平成28年10月19日規則第51号

(目的)

第1条 この規則は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行い、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）

2 この規則において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項又は高齢者医療確保法第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護又は指定老人訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項又は高齢者医療確保法第78条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。

3 この規則において「自己負担額」とは、医療費から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。

4 この規則において「入院時食事療養標準負担額」とは、医療保険各法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額（健康保険法第85条第2項又は高齢者医療確保法第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額）をいう。

5 この規則において「入院時生活療養標準負担額」とは、医療保険各法に規定する入院時生活療養費に係る標準負担額（健康保険法第85条の2第2項又は高齢者医療確保法第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額）をいう。

6 この規則において「減額認定証」とは、医療保険各法による標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

7 この規則において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

8 この規則において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者並びに父又は母及びその配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）されている者を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

9 この規則において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 前項各号のいずれかに該当する児童であって、父母が監護しないもの

10 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（助成対象者）

第3条 この規則により医療費、入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額

(以下「医療費等」という。)の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者(市町村が行う国民健康保険の被保険者を除く。)及びその被扶養者並びに本市が行う国民健康保険の被保険者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額の助成にあつては、減額認定証の交付を受けている者に限る。)とする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第8項各号のいずれかに該当する児童

2 次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置又は同条第2項に規定する委託措置を受けている者

(3) 上越市重度心身障害者医療費助成規則(昭和58年上越市規則第9号)の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者

3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに養育者及び養育者の養育する児童は、対象者としなない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(次に掲げる児童の養育者を除く。)の前年の所得(1月から9月までの間に療養を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき及び次に掲げる児童の養育者の前年の所得が同条第7項に規定する額以上であるとき。

ア 前条第8項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

イ 前条第8項第7号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 前条第8項第8号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 前条第8項第9号に該当する児童

(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得が、施行令第2条の4第8項に規定す

る額以上であるとき。

- 4 前項各号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法は、それぞれ施行令第3条第1項及び施行令第4条に規定するところによる。この場合において、施行令第3条第1項中「母」とあるのは「養育者以外の者」と、施行令第4条中「母」とあるのは「養育者以外の者」と、「父」とあるのは「父及び母」として、それぞれの規定を適用するものとする。
- 5 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間に受けた療養並びに医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養（以下「食事療養等」という。）については、その損害を受けた年の前年における当該損害を受けた者の所得に関しては、第3項の規定を適用しない。

（受給者証の交付）

第4条 医療費等の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき審査し、当該申請者が対象者であると認めるときは、その者に対しひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書により通知し、ひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に基づき審査し、当該申請者が対象者でないと認めるときは、その者に対しひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第5条 受給者証の有効期間は、10月1日から翌年9月30日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証の交付された日の属する月の翌月の初日から最初に到来する9月30日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（受給者証の更新）

第6条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が受給者証の更新を希望するときは、毎年8月1日から同月31日までの間にひとり親家庭等医療費受給者証更

新申請書により市長に申請しなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、受給者証の更新について準用する。

(受給者証の再交付)

第7条 受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失し再交付を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者に対し受給者証を再交付するものとする。

(受療の手続)

第8条 受給者が療養を受けるときは、医療機関等に医療保険証及び受給者証を提出しなければならない。

2 受給者のうち減額認定証の交付を受けている者が食事療養等を受けるときは、前項において提出すべきもののほか減額認定証を医療機関等に提出しなければならない。

(助成額)

第9条 市長は、受給者の自己負担額から次に掲げる額を控除した額を助成するものとする。

(1) 医療保険各法に規定する療養（入院に係るものを除く。）を受けるとき 保険医療機関等（医療保険各法に規定する薬局を除き、同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療にあつては、診療ごとに別の保険医療機関等とみなす。以下この条において同じ。）ごとに1日につき530円。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める額

ア 1日に受ける療養に係る自己負担額が530円を超えない場合 当該自己負担額

イ 同一の保険医療機関等において1月に5回以上療養を受けるときで、5回目以降の療養を受けるとき。 0円

(2) 医療保険各法に規定する療養のうち入院に係るものを受けるとき 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

(3) 医療保険各法に規定する指定訪問看護又は指定老人訪問看護を受けるとき 指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円

2 市長は、受給者のうち減額認定証の交付を受けている者が入院時食事療養標準負担額又は入院時生活療養標準負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。

(助成の方法)

第10条 受給者は、医療費等の助成を受けるときは、ひとり親家庭等医療費助成申請書に

より市長に申請しなければならない。ただし、市長と協定等を締結している柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師の施術を受けた場合で、当該柔道整復師に前条に規定する助成額の受領を委任するときは、県単医療費助成申請書を当該柔道整復師を經由して市長に提出するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である受給者が医療保険各法に規定する保険医療機関等において療養及び食事療養等を受けた場合には、ひとり親家庭等医療費助成申請書の提出を要しないものとする。この場合において、市長は、当該保険医療機関等に対して前条の規定により算定した額を支払うことにより、当該受給者に係る医療費等の助成を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき審査し、助成額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書により申請者に通知し、当該助成額を支払うものとする。ただし、第1項ただし書の規定による申請については、申請者への通知を省略することができるものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 受給者は、医療費等の助成を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等の助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（変更の届出）

第13条 受給者は、次に掲げるときは、ひとり親家庭等医療費受給者変更届に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名の変更をしたとき。
- (2) 市内における住所の変更をしたとき。
- (3) 医療保険の種類又は医療保険証若しくは減額認定証の記載事項に変更があったとき。
- (4) 受給者証に記載された受給者のうち一部の者が第3条に規定する対象者としての要件を欠くに至ったとき。
- (5) 新たに監護し、又は養育する児童を有するに至ったとき。

（資格喪失の届出）

第14条 受給者（受給者の死亡による場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者）は、受給者証に記載された全ての受給者が第3条に規定する対象

者としての要件を欠くに至ったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届により市長に届け出て、当該受給者証を返還しなければならない。

(第三者行為による被害の届出等)

第15条 受給者は、医療費等の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、ひとり親家庭等医療費受給者被害届に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、受給者に係る医療費等の支給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、当該第三者から損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において医療費等の全部若しくは一部を助成せず、又は助成した額の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(申請書等の様式)

第16条 この規則に規定する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用対象)

- 2 この規則は、平成3年4月1日以後に受ける療養に係る医療費について適用する。

附 則 (平成3年規則第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

- 4 この規則の施行の際現に交付されている第3条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式(その1)による受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、第3条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式(その1)による受給者証とみなす。

附 則 (平成5年規則第30号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる食事療養について

適用する。

- 3 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の施行前における社会保険各法に規定する看護の療養のうち付添看護については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。

附 則（平成7年規則第45号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3条の規定及び第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条の規定及び第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2条の規定は、平成7年10月1日以後に行われる指定訪問看護について適用する。

附 則（平成9年規則第16号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第38号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定及び第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第4条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定により交付されている受給者証及び第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定により交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する受給者証及び第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則に規定する受給者証とみなす。

附 則（平成10年規則第31号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条第7項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第45号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第58号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中上越市老人医療費助成規則第9条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）、第2条中上越市重度心身障害者医療費助成規則第2条及び第10条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）並びに第3条中上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条及び第9条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。） 平成13年1月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成13年1月6日

(経過措置)

- 2 第1条の規定(前項第1号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第2条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第3条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、平成13年1月1日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 平成13年1月1日前に交付されている第2条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2号様式(その3)及び第3条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式(その3)による受給者証は、それらの有効期間が終了するまでの間、それぞれ第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2号様式(その3)及び第3条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式(その3)による受給者証とみなす。

附 則(平成13年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付されている第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則第4号様式、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則第4号様式、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3号の2様式及び第4条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第5号の2様式による県単医療費助成金請求内訳書は、当分の間、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則第4号様式、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則第4号様式、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3号の2様式及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第5号の2様式による県単医療費助成金請求内訳書とみなす。

附 則(平成14年規則第5号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、平成14年1月1日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条の規定は、平成14年10月1日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

（申請の特例）

- 3 平成14年9月1日前に第4条第1項の規定による受給者証の交付の申請を行う者の申請については、改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第52号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第5条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第5条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成15年規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第4条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成16年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第6号）抄

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正規定 公布の日

附 則（平成17年規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第123号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市市税条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市中小企業振興資金融資規則、第3条の規定による改正前の上越市地方産業育成資金融資規則、第4条の規定による改正前の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第6条の規定による改

正前の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第8条の規定による改正前の上越市商店街近代化資金融資規則、第9条の規定による改正前の上越市工場移転特別資金融資規則、第11条の規定による改正前の上越市下水道排水設備指定工事店規則、第12条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則、第13条の規定による改正前の上越市景気対策特別資金融資規則、第14条の規定による改正前の上越市中小小売業活性化支援資金融資規則及び第15条の規定による改正前の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市市税条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市中小企業振興資金融資規則、第3条の規定による改正後の上越市地方産業育成資金融資規則、第4条の規定による改正後の上越市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例施行規則、第5条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第6条の規定による改正後の上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第7条の規定による改正後の上越市高齢者等肉牛飼育モデル事業基金条例管理運用規則、第8条の規定による改正後の上越市商店街近代化資金融資規則、第9条の規定による改正後の上越市工場移転特別資金融資規則、第11条の規定による改正後の上越市下水道排水設備指定工事店規則、第12条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則、第13条の規定による改正後の上越市景気対策特別資金融資規則、第14条の規定による改正後の上越市中小小売業活性化支援資金融資規則及び第15条の規定による改正後の上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成19年規則第109号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、それぞれ、平成18年10月1日以後に行われた医療等に係る助成について適用し、同日前に行われた医療等に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭

等医療費助成規則に規定する受給資格証（以下「改正前の受給資格証」という。）は、当分の間、それぞれ、第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する受給資格証として使用することができる。

- 4 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式（改正前の受給資格証の様式を除く。）は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成20年規則第33号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（上越市重度心身障害者医療費助成規則及び上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部改正に伴う適用区分）
- 2 第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第3条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療又は療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第15号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の第3条及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る助成について適用し、同日前に行われた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第42号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第44号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第8項及び第3条第3項の規定は、平成24年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正後の第2条第8項第6号の規定により新たに第3条に定める要件に該当することとなった児童をこの規則の施行の日において現に監護し、又は養育している者が、平成25年1月31日までの間に第4条の規定による申請をしたときは、その者に交付する受給者証の有効期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成24年10月1日又は要件に該当することとなった日の属する月の翌月の初日のいずれか遅い日から最初に到来する9月30日までとする。

附 則 (平成25年規則第47号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成28年規則第51号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の改正規定 平成29年4月1日